

ルソーの民主主義論

—『ポーランド統治論』を中心として—

De la démocratie chez J.-J. Rousseau

鈴木 禮 晓

はじめに

1. 習俗論

2. 制度論

はじめに

本稿の課題は、ルソー J.-J. Rousseau の最後の政治論文である『ポーランドの国政と、その改革についての考察』 *Considération sur le Gouvernement de Pologne, et sur sa réformation projetée. 1771* を、民主主義論として再構成し、ルソーの思想全体におけるその位置を確定することである⁽¹⁾。

『ポーランドの国政と、その改革についての考察』（以下では、『考察』と略記する）は、これまで、ルソーの政治思想の研究者の間でさえ、極くまれに注目されるにすぎなかった。これには、ほぼ次の二つ、三つの理由があるようと思われる。第一に、『人間不平等起源論』や『社会契約について』にくらべて、『考察』には、歴史や政治に関し、一見したところ、優れた射程距離をもつ問題提起が希薄なことから、それが過小評価されてきたのである。『社会契約について』にはほぼ匹敵し、『コルシカ憲政論』の二倍近くの分量をもちながら、『考察』では、たとえば社会契約、一般意志といった、ルソーの政治思想のキー概念への言及は殆どなく⁽²⁾、また、人類史的視座にたった人間観や文明観が主題的に提示されているわけでもないのである。『考察』軽視の第二の理由は、それが、一定の方法的意義を認められながらも、内容的には保守的であると論難されたり、個人主義一全体主義という周知の図式への引照のもとで、後者の典型であると決めつけられたりしてきたことに、求められる⁽³⁾。『考察』においては、「自由拒否権」や農奴制等々、徹底して君主や貴族に利用してきた既存の諸制度への批判が、不鮮明であるともいえるし、また、自由といった観念が示されるときには、しばしば、patriotique や nationale が付加され

ていたりもするのである。第三に、『考察』が、直接には、もじどうリポーランドを対象としているにすぎないことも、それが看過されやすい所似である。しかも、かの不幸な政治情況の進展の故に、ルソーの提案は、ひろく検討されることなく、忘れられたのである。かくて、『考察』を、ルソーの思想像、とりわけ戦斗的民主主義者としてのルソー像を描くさいの文献に加えることには、疑念が抱かれるのであろう。

とはいって、『考察』を、一国民の国政に関する妥協的改革案として一蹴し、或は、原理からの逸脱、ひとつの汚点として放逐するのは早計である。というのは、瞥見した『考察』軽視の理由には、それぞれ、疑問や反論を提起しうるからである。すなわち、まず、後にみるように、社会契約や一般意志の概念に照応し、あるいはそれらを規定するとおもわれる論述や、人民主権の機構論的展望さえもが、『考察』に見いだされるのである。また、個人主義—全体主義の問題に關説すれば、それは、原理的に『社会契約について』をめぐって、すでに論議されているのであって、『考察』をことさら貶しめる根拠にはならない。あるいは、農奴制に対する不徹底な立場にしても、ルソーに一貫してみられる非民衆性（反民衆性ではなく、民衆の意識の即自性からの距離感ともいえる）のヴァリエーションとして、具体的提案なるが故に顕著にあらわれたのだ、ということもできるのである。さらに、おしなべて、『考察』解釈の前提となる、ルソーの政治思想の再構成の視角が異なれば、さきの如き軽視の理由は、おのずから、妥当性を欠いたものとなるであろう。

それでは、『考察』を、ルソーの思想原理の表出として読むことができるであろうか。ルソーの基本課題は、平等な（政治的・社会的）自由を実現する秩序の論理を提示することである。それが人民主権国家として提示されるとき、そこにはひとつの人間論的前提がある。ルソーの人間論で本質的位置を占めるのは、自己完成功力（労働）と、ふたつの情念である。このうち、前者は、後者を変質させるものとされ、後者、すなわち自己愛と憫愍が、人間の行動をより秩序の原理として、主題的に問題化される。そしてふたつの情念を原理とする理念的平等社会を人民主権国家の範型ととらえるならば、『考察』を民主主義論として再構成する可能性が展望される。すなわち、『考察』で、ポーランドの平和と独立の前提とされ、祖国愛と国民的形相を内容とするといわれる習俗がじつは、人民主権国家の前提としての理

念的人間の存在原理に淵源する、と考えられるからである。そこで、以下において私は、理念的人間および社会の問題を、習俗論として、つぎに、ポーランドの歴史的諸制度に関するルソーの主張および、政治制度等についての提言を、制度論として解説したい。

註

- (1) 本文中の引用は、すべて、C. E. Vaughanによる Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, I, II からなされている。
- (2) 『考察』の中で、Volonté générale いう言葉は、第7章にいちどみられるだけであり、また Contrat Sociale は、どの場にも、書名として用いられている。
- (3) たとえば、C. E. ヴォーンは、ルソーの政治論文集全体の序文で、モンテスキューの歴史的方法の影響がみられるとして、『考察』を評価しつつも、『考察』の解題においては、ルソーが、自己の革命的原理の具体化を企てるどころか、極めて保守的な立場におちいり、「理念的権利の熱烈な斗士、自分の理論と一致しないあらゆる歴史的諸制度への徹底した敵対者としてのルソー、という一般のイメージが、まったくの幻覚であると認めざるを得ない、」としている。P. W. vol II. p.p. 377~378

1 習 俗 論

『考察』の第一章から第四章にかけて、注目すべきふたつの事項が見いだされる。第一のものは、ポーランドの歴史的現実への「保守的」態度である。ポーランドの現在の状態をつくりあげてきた諸制度を軽視してはならず、またそれらの改革は特に慎重に行われるべきである、と忠告されている。第二に注目すべきは、熱烈なパトリオティズムの志向である。ポーランド人は、ものを見ることが出来るようになるや否や、祖国をみつめ、祖国以外のことを考えてはならない。ルソーは、キケロの「人が幸福であるところは、どこであれ祖国である」*Patria est ubicumque est bene* というアフォリズムを呪詛し、「祖国のあるところに、幸福がある」*Iibi patria, ibi bene* と公言する⁽¹⁾。

これらふたつの特徴のうち、我々の関心は後者、すなわちパトリオティズムの問題にある。というのは、それは、ルソーの政治思想全体の核心に関わるものであり、「保守的」性格の問題もふくめ、『考察』における主要な論点が、パトリオティズムの意味の解明を前提としてのみ理解される、と考えられるからである。

ルソーが祖国愛 *amour de la patrie* に固執する直接の理由は、ポーランドの危機である。ロシアやプロイセンのごとき強大な専政的軍事国家の侵略主義、国内の人口減少、経済的・政治的無秩序、軍事的脆弱性、これらは、相俟って、ポーランドの存立そのものをおびやかしていた。ルソーによれば、広大ではあるが弛緩しきったポーランドがなを存続していることじたい、驚嘆にあたいし、この危機から脱出するためには、いかなる改革よりも先に、祖国愛が形成されなければならないとされる。祖国への熱情は、人々を他の国民から区别し、武力に対しても屈服することのない城壁であり、ポーランドの統合を促す徳なのである。祖国愛と、ひとつの国民的相貌 *physionomie nationale* をもつことによって、ポーランドは、かりに隣国に併呑されたとしても、消化されることを免れるのである。

祖国愛が国家の存立に不可欠な条件であるいじょう、当然にも、その育成のために、あらゆる機会、あらゆる制度が利用されねばならない。たとえば慣例的行事は、その本性上、排他的かつ国民的であり、ときに法律以上、秩序と同胞への愛の形成に役立つ。集団的な体操や遊戯は、身体や精神を強化するとともに、相互の評価と親密性を促す。さらに教育は、祖国愛の育成の最良の方法である。教育こそ、「人々に国民的形相をあたえ、かれらが性向として、情念として、また必然的に愛國者になるほどに、彼らの判断や生活様式を教導する」(P. W. vol. II. p.437) のである。教育は、国民的形相と祖国愛の育成に、もっとも適した形態と内容で行われねばならない。しかもそれは、国家の統制のもとに行われなければならない。「法が子供の勉強の題材、順序、形態を統制しなければならない」(ibid. p.438) のである。教育内容についていえば、集団的な体育を必修とすべきである。また、将来、公的職務について国家に貢献しうるようになるため、政治教育を欠かしてはなはらない。

以上の如くルソーは、ポーランドを危機から救うには、祖国愛の育成が、他の諸制度の改革に優先する絶対的課題である、と力説する。この提言が、ウィルホルスキーによるポーランドの現状報告にもとづいて行われていることに注目すれば、それは、まさにポーランドに関して、しかもその情況に規定されるかぎりに於てみられるにすぎない、という解釈もなりたつ。しかし、祖国愛の育成はポーランドの改革に固有な前提とされているわけではない。この提言は古代の立法者たちが祖国愛を国家の礎石としたことへの評価にもとづいているのである。しかも祖国愛は、国

民的形相とともに、後に問題とする民主主義の原基形態としての習俗⁽²⁾moeurs と密接に関係している。祖国愛は、ルソーによって理論的意味を与えられているのである。それゆえ我々は、パトリオティズムの問題を、ポーランドの改革そのものから一定の距離をおいて論じうるのである。

「もし人が、ある国民のために働くとしていながら、その国民を根底から理解していないなら、彼がその国民のためにつくりあげた作品（国政：筆者註）は、たとえそれ自体としてどれほど優れていようと、その適用に際して欠陥をもつに至るであろう。そしてそのことは、その生活様式、習俗、世論、そして悪習が、新らしい種子のためにたやすく枯死され得ないほど深く根づいてしまっているような国民に関わる場合には、なをさらそうなるであろう。」(ibid. p.425) 『考察』第一章にみられるこの一文には、ルソーの政治思想の核心に関わるふたつの問題が含まれている。第一の疑問は、ここで国政についての相対主義的立場が、『社会契約について』においてもとられているのか、それとも理論的修正や後退を意味するのかということである。第二は、それ自体として優れた国政より優先される習俗とは何か、とくに、習俗が祖国愛と如何なる関連を有するのか、という疑問である。

まず第一の疑問に関していえば、『社会契約について』の第三編が示唆を与えてくれる。周知の如く、ここでのルソーの課題は、第一編および第二編の主権論を前提にして、政府の形態を制定する政治法を充明することであるが、ここで注目すべきは、第一編および第二編におけるように、「権利」の立場が鮮明にとられてはいない、ということである。「どんな政府が絶対的にもっともよい政府であるか、とたずねる人があれば、それは決定し得ないことであるから、人は解決しえない問題を提出しているのである。あるいは、もしありたいらば、それぞれの人民の絶対的状況と相対的状況との、ありとあらゆる組合せの数と同じだけの正しい解答をもっているともいえよう。」(ibid. pp.86～87) この「絶対的状況」および「相対的状況」には、気候の寒暖、地味、産物の種類といった「自然的要因」や、人口、国土の範囲、生産様式、労働の組織形態、財政状態、あるいは習俗等の要因が含まれる。こうしてルソーは、『社会契約について』に於て、すでに、政府の形態を相対評価しているのである。したがって第一の疑問に関しては、理論的後退を意味するものではない、ととりあえず考えることができる。「とりあえず」というのは、この結論が、『考

察』の文中の国政 le Gouverenement を、『社会契約について』の文中の政府 le gouverenement と読みかえることによってひきだされたにすぎないからである。国政を、「人民が、それによって人民となる行為」としての社会契約によって創設される「精神的で集合的な団体」、人民主権国家と読む場合、なをさきの疑問は、未解決なままにとどまるのである。

そこでこんどは、『社会契約について』の第一編および第二編をみてみよう。すると、そこでは、主権論それ自体が相対主義的立場から、すなわち一定の与件との関連で提示されているのである。「全体に秩序をあたえる、つまり公共体にできるだけよい形式をあたえるためには、いろいろな関係を考察しなければならない。……これら三種の法のほかに、第四の法、すべての法のなかでもっとも重要な法が加わる。……これこそ、国家の眞の憲法をなすもの、……人民にその建国の精神を失わしめず、知らず知らずのうちに、権威の力に慣習の力をおきかえるものである。わたしがいっているのは、習俗、慣習、ことに世論である。これは、現在の政治家達に知られていない領域であるが、じつは、他の全ての法の成否をにぎるものである。」

(ibid. pp.63~64) このようにルソーは、習俗を、全体の秩序、公共体の「不動のかなめ石」と規定する。これはまさに、『考察』の立場をより明確に示すものである。習俗は、人民主権国家の前提となり、人類普遍の原理としての「自由」、「平等」にも限定を与えるのである。それ故、いまや、『考察』と諸他の論文、とりわけ『社会契約について』との異同に関して、また「権利」の立場か、「事実」の立場かをめぐって、ルソーの思想像を再構成するのではなく、むしろ、ルソーが、一貫して、「権利」をその主体のあり方との関連で、しかも主体の自然的・社会的被規定性の具体的考察を前提にして措定していることこそが、注目されねばならないのである。そしてここに習俗の問題が、方法および原理に、直接関わるものとして解明される理由が存するのである。

ルソーが、習俗を、主権論の前提とし、国民に祖国愛を抱かせる原基物である、と規定するとき、これらの言葉は、無内容な一般的表現として用いられているのではない。それには、一定の質と態様の習俗のみが、国民的形相として定型化され、「法と自由への愛」という内容の祖国愛を育成するのだということ、しかも、祖国愛は、それはそれで、そのような習俗を補完するのだ、ということが含意されてい

るのである。たとえば、ポーランドの習俗や他のヨーロッパ諸国の習俗が、それ自体として、ルソーの構想する国家の支柱になるというのではなく、むしろルソーの思念する習俗以外の習俗は、その存立を妨げるものでさえある、という警告を含んでいるのである。ルソーは、ヨーロッパ諸国にあまねくゆきわたった習俗のゆえに、ひとつの国民的形相をもち得ないでいる状態を厳しく批難している。「ひとがかれらについてどう言おうと、今日ではもはや、フランス人もドイツ人もスペイン人もイギリス人さえもいない。いるのはただヨーロッパ人だけである。全てのものが同じ嗜好、同じ情念、同じ習俗をもっている。……彼らはただ、奢侈への渴望をもつだけであり、金への情念しかもっていない。……どのような主人につかえるのかとか、どのような法に服するのか、といったことが、彼らにどんな関係があるといふのか。」(ibid. p.432) これはまさに、あの『学問・芸術論』を想いおこさせる表現であり、また、『人間不平等起源論』における、他人を全面的に排除する土地所有や、富者を支配者に、貧者を奴隸にする国家への告発と同一の精神の吐露であり、さらに『社会契約について』第一編第六章の、人類の死滅への警告に通ずる危機意識なのである。ヨーロッパ諸国に普遍的な排金主義と人間の墮落、そしてそれを表面的に修正するという口実のもとに、政治的専制を確立せんとする歴史的国家（階級国家）に対し、ルソーは、祖国愛の育成を強く訴えるのである。しかもそれは、単に偏狭な民族主義的立場を表わすものではなく、独自な習俗、ヨーロッパ史を奪還しうる、いわば本来的習俗の形成を訴えているのである。そして、ここにはじめて、「優れた国政」、「それ自体として申し分ない法律」が現実的に人民のものとなりうるし、「慈養豊かな」自由や平等を、彼らが味わうこともできるのである。そしてまた、原理としての人民主権も現実化されうるのである。

ルソーが「真の憲法」、「国家の不動の礎石」とする習俗とは、いかなる内容のものであろうか。これに就いては、『人間不平等起源論』の周知の一節を手がかりとして⁽³⁾、明らかにしてみよう。

「自然状態において、法律、習俗、徳行にかわるものは、これ（憐愍：筆者註）である。」(P. W. vol I.) ルソーは、自然状態における人間の行動を規制する本源的感情としての憐愍 *pitié* について語ったのち、上の如く、それを習俗や徳 *virtue* になぞらえている。これは翻って、習俗や徳行が、自然状態に於ける憐愍の役割を、社

会状態において担うものであることを意味している。さらにいえば、習俗は、この憐愍を源泉としているのである。「実際、寛大、仁慈、人情というのは、弱者、罪人あるいは人類一般に適用された憐愍でなくて何であろうか。」(P. W. vol I. p.161)この憐愍が人間に本来的な属性とされることによって、ルソーの自然状態は、文明社会によって否定されたり、補完されるべき不完全な状態ではなく、それ自体で完結したひとつの秩序である。それは、たとえば、T. ホップズに於けるように、自由かつ平等で、推論する人間の関係であるがゆえに、かえって強大な公権力の創設をもって、はじめて決裁をつけられる、限られた手段をめぐっての斗争的共存の状態でもなく、また、J. ロックの場合のように、労働し、相互に平等な自立者の、例外者による侵犯にたえずさらされている不安定な自然社会とも異なるものである。そして、ホップズやロック、あるいは、D. ディドロが、不完全な自然状態を主張する媒介項を、人間にとて自然ではあるが、まさに人間的特質としての理性とするのに対し、ルソーは、直接的な自然性に固執するのである。すなわち、ルソーは、理性に先だつ原理として、人間に、自己愛 *amour de soi* と憐愍を、普遍的自然感情として設定することによって、自然秩序を成立させるのである。

この秩序は、ふたつの位相もしくは段階の統合にはかならない。自己愛は、自己の生存と幸福への関心であり、自然状態においては現実的、絶対的性格を有する。他の原理との緊張関係をもたず、それ自体が、人間の存在証明となる。これは極めて限られた欲求であり、人間の力（自然的自由）および自然の豊穣さと、三位一体的に、人間の自存を保証する。自然と人間との代謝関係としてのこの秩序は、人間的特質や、何らかの外的要因の介入がないかぎり、安定した秩序である。ついに憐愍は、他者への愛、苦しんでいるものへの自己同一化であり、第一段階では、潜在的、相対的感情にすぎない。しかし憐愍は、人間的特質としての自己完成力 *perfectionnisme* の顕現を主要な契機とする人間相互間の交渉の恒常化に際し、「種全体の保存に協力」し、自己愛のはたらきを緩げようとするが故に、それとの緊張関係にはいる。とはいえ、この緊張関係は、両原理の相互的解消、秩序の破壊をもたらすのではなく、むしろ、自己保存の実現が、共同的形態においてのみ可能であることを、人間に感得させるものである。しかも、憐愍が自己愛から派生するのであるから、この緊張関係は、超越的・没個人的なものではなく、内在的かつ客観的関係

なのである。

ところで、この自然状態は、歴史的に、人間自身によって変質させられ、いまや人間は、本源的な存在仕方を疎外するにいたっている。そこでルソーは、本源的人間の奪還を、文明段階に於て可能とさせる論理を追求する。ルソーは、それを、悪としての歴史的社會の形成に連帶責任を負ってきた（負うことを余儀なくされてきた）人間にかわる人間（像）の形成と、新たな人間を主体とする社會の構築に求めた。

理念的文明人は、自然人を範型とするのであるから、自由で平等な個人性が本源的特質とされねばならない。しかし、かれがそれを現実に自己の属性とするには、自然人には潜在的であった原理を、意識的にとり入れねばならない。すなわち、自然人に於ては、社会性の原理として偶然的・相対的であった憐愍を、普遍的・絶対的原理にまで、たかめあげねばならない。この自覚を促すものをルソーは良心 conscience と呼び、またそれに従うことが、有徳であると考える。この有徳性によって、人間的秩序が形成され、そこにまた、正義と善の觀念も、理性の助けをかりて確立するのである。しかし、この道徳的秩序においてもなを、理性は、副次的な役割をもつにすぎない。徳性の内容は、あくまでも、人間の自然性なのである。従って有徳性は、自然的情念の特徴に規定される。すなわち、それは、無限に拡散しうるものではなく、むしろ、小社會にあってこそ力づよいものである。ここに、ルソーがパトリオティズムを強調する根処がみいだされる。

こうして、ルソーの描く、文明の中の自然人とは、苦しむ者の身に自己をひきうつし、自己の生が共同的にのみ実現されることを感得しうる人間であり、また、その社會は、こうした個人からなる緊密で、相互の愛着をたえず確認しうる小社會である。ここには、私的・個別の利害の追求と、支配・被支配の關係を排除する徹底した平等主義の精神が脈うっている。これこそルソーの理想社會である。そしてこのような社會の主体となる人間の徳性が習俗化されることを、ルソーは願望したのである。

このような理想社會を願望するルソーにとって、政治社會の構想が、なぜ必然的課題となったのであろうか。その第一の理由は、人類の滅亡への危機意識にもとづいている。すなわち人間的特質の実現それ自体に由来する非人間化が、規模において

ても、深度からみても極限に達し、既存の存在仕方を全面的に転換することが要請されているにもかかわらず、その認識すら共有されていないという事態への危機意識である。もともと、さきのごとき社会の祖型の構想は、そのような意識にもとづくものであるが、こんどは、その理想社会の実現のための、いわば過度期の課題にとりくんだのである。そして、この場合、「すべては、ラジカルに政治に関わる」という命題が、ルソーをして、まずもって政治の変革にむかわせたのである。それは、人間の国有の力の発現が人間の発展→脱自然化をもたらし、欲望の変質とともに不平等や私有制を生みだしたのだとしても、人間の堕落の歴史は、終局的に、政治的国家の創設による搾取と支配の確立に至り、普遍的斗争状態を招く、という認識にもとづくものである。政治社会構想の第二の理由は、社会概念と政治概念の未分化、さらに、国家への社会の吸収という方法によるものである。これはまず、人間の生存の条件としての物質的生産が、階級的形態で行われてきたことへの警戒の故に、かえって社会の物質的基礎の解明が、課題として提起されなかつたこと、つぎに、それとはうらがえしに、不平等と、人間による人間の支配を、法による支配が解消しうると考えたことによるものである。最後に、かの「緊密な社会」とは別に、あるいは、それを祖型とする政治社会を追求した理由は、ルソーが、政治を制作の観点から、共同目的の実現と捉えていたことに求められる。政治の固有の課題が、社会の一般意志の実現とされ、そのためにもっとも有効な、人間組織の発見が企図されているのである。ルソーは、共同社会すなわち没政治的社会を、階級的権力国家に対質させ、しかも政治の固有の存在根処の確定をふまえて、権威にもとづく政治社会の構想を試みたのである。したがってこの政治社会は、一方で、権力国家を主張するとともに、他方で、目的性と組織性とを骨格とする秩序として、共同社会を客観的に保障する役割を有するのである。

それではルソーは、政治社会概念と共同社会概念を、いまみたような意図に即して論理的に整合したであろうか。これについて問題とすべきは、ルソーが、共同社会の、政治の論理からの現実化の要請からさらにすすんで、政治それ自体を絶対化するに至る経緯である。すなわち、その国家論に於て、人間をつくるか公民をつくるかの間に對して、公民をつくるべしと答えていたことであり、そしてまた、「自由への強制」という、センセーショナルな認識に至っていることである。もとより、

これらの解釈の仕方は多様であり、まして、それらによって、ルソーを断罪するのは早計である。むしろ、それらを、人間の意識の即自性への反措定として、そしてまた、ルソーの理念としての、平等主義的自由の達成に不可欠な要請と理解することができる。第二の問題は、共同社会における徹底した民主主義が、政治社会論に、じゅうぶん継承されなかったのではないか、ということである。それは、内容的には、直接民主制への限定と、立法者の問題である。前者に関しては、ルソーが、小社会に限定されず、普遍的に人民主権論を展開するあたって、小社会に最適する直接民主主義を形式的に放棄せざるを得なかつたこと、さらに、巨大な歴史的国家への対抗物としての小国家の脆弱性を認知していたこと、そして、より一般的に、人民による政治よりも、人民のための政治に力点がおかれていたことが想起されるべきである。立法者についていえば、これは現代におけるリーダーシップ論や政党論の文脈で、捉えなおす可能性をもっているが、ルソーが、立法者を能力論的視角から実体化しているのは、人民主権の立場、とりわけ、人民による政治という思想からみて、不徹底な概念とせざるを得ない。

さて私は、『考察』の一節にみられる習俗への言及に発して、論点を拡大し、ルソーの政治思想の核心にまでいたる粗描を試みた。その主眼は、『考察』の立場が、便宜的なものでも、まして原理からの後退を示すものでもなく、反対に、ルソーの政治思想の原質に発するものであることを明らかにし、『考察』を民主主義論として読みとる可能性をさぐることであった。これまでの論究は、次のように要約できる。ルソーにあって、習俗は、民主主義の原基物であり政治社会の礎石にはかならない。それは、政治社会の主体、形態、存在根拠を規定する。すなわち、政治社会の主体であり客体である平等な人間が、かれらの自発的連帶、協働をもって、個人としての存在を社会的に達成しうるような人間の結合の前提なのである。ここで注意すべきは、そのような政治社会に適合する主体のあり方が、政治社会論の内容とされていることである。すなわち、政治革命に論理的に先行して、文化革命が達成さるべきという立場である。また、習俗は、たえず、その内容を維持、増大されねばならない。それゆえ、習俗は、語の本来の意味での権威といいうるのである。そして、その実現は、人間の普遍的永続的課題とされる。「休息と自由は、相容れない。そのどちらかを選ばなければならない。」(P. W. vol II. p.426) そのような習俗

にあってはじめて、人間は、支配・隸属関係から脱し、「人間の上に法をおく」という政治の根本問題を解决しうるのである。

註

- (1) P. W. vol II. p.434. なを、プレイヤード版ルソー全集、第3巻の編者註に、"Patria est ubicumque est bene" の出典に関する説明がある。Oeuvre complète de Jean-Jacques Rousseau. 1964. Gallimard. vol III. p.1752.
- (2) 本稿では、moeurs を通例に従い、「習俗」と訳した。木崎喜代治氏は、「人間の精神と行動に主体的」に結びつく言葉として、「エーツ」と訳すことを提唱されている。これは、氏が言われるように、「習俗」が主体的内容の希薄な言葉としてうけとられている事情にかんがみ、また、ルソーが、直接には文明批判として、moeurs の堕落、ありうべき moeurs の実現を強調していることからみても、有意義な提案と考えられる。木崎喜代治、『フランス政治経済学の生成』 1976年未来社、p.409
- (3) 習俗論を人間本性論として把握するためには、『エミール』等の分析が望まれるが、本稿では、それを素描するという目的から、『人間不平物起源論』に限定する。なを『エミール』の人間論と『人間不平等起源論』のそれとは、以下の行論に関して、基本的に同質であると考えられる。

2 制 度 論

前節でわたくしは、『考察』にみられる習俗が、『社会契約について』で、政治社会の「真の憲法」と呼ばれるものと、同質の概念であることを明らかにした。『社会契約について』では、この習俗論を基底にすべて、主権論と政府論が、それぞれ主題的に展開されているのであるが、『考察』に於いては、前者が前提されたうえで、⁽¹⁾ ポーランドの既存の諸制度についての考察と、政治、経済ならびに軍事制度に関する提言がなされているにすぎない。そこで、以下において、『考察』における民主主義論の可能性を、制度論＝機構論的に追求してみよう。

『考察』の第6章で、ルソーは、ポーランド共和国が、騎士階級、元老および国王によって構成されているという見解に対して、ポーランド国民が、貴族とブルジョアと農民によって構成されていると主張する。これは、ルソーが、主権（立法権）と行政権が一体となって、支配の道具として階級的に現存することに対し、国家の

主体の問題を別の視角から考察しようと意図しているのだと解されるべきである。あらかじめ主権者とされた国王、元老そして騎士階級が、それぞれにあるいは一体として、如何に実質的な支配を貫徹するかといった技術学が問題なのではなく、国民全体を視圈にいれた、主権論の樹立が意識されているのである。もし国王や元老院議員を、国家の独自な構成要素とするならば、教皇使節や大使もまた、独立した主権者とされなければならないが、もともと、これらは相互に依存しあい、それ自体としては存立しえない機関にすぎないのである。

ルソーのいう貴族とブルジョアと農民という区別は、形式的ないし機能上のもので、政治的主体として、また経済上、平等な権利を有するのであろうか。我々のさしあたりの関心である政治的権利に就いては、ふたつの解釈が可能である。一方で、主権（立法権）の主体となる公民は、貴族に限定されている。他方で、ルソーは、自然法に言及し、それに依拠して、農奴を解放し国政に参加させるべきである、とひかえめに述べている。「自然法は、立法権がこのように限定されることを認めない。……なんの制裁もうけずに、この神聖な法を犯すことは出来ない。また、これほど大きな国が、弱い立場におとしめられているのは、国家団体から、最も数が多く、しばしばもっとも健全な部分を排除しているこの封建的蛮行の産物なのである。」
(ibid. p.445)

なぜルソーは、このような相反する立場をとらなければならなかつたのであろうか。主権を貴族にのみ限定したことには、ポーランドの現実への顧慮がはたらいていたと考えられる、すなわち、そこでは、貴族が全てであり、ブルジョアは無、そして農奴は無以下のものにすぎないという認識が一般であったからである。さらに、貴族層の利害や偏見以上に、ブルジョアや農民の政治的未成熟をつぶさにみて、ルソーは、この現実の性急な変革、とりわけ貴族層への助言という形式で、彼らの自己否定のみを訴えるのに躊躇したのであろう。しかしルソーは、自然法に準拠してさきの限定が、ポーランドの現時点にのみあてはまるものであること、したがって、現在を、自然法の実現へむけての過渡期とする立場を堅持したのである。統治者と被治者との無根拠な区別を廃し、眞の政治主体の確立が究極の課題とされ、現実の支配者が、被支配者と同様隸従状態にある、というルソーの一貫した思想がここに認められる。「ポーランドの貴族よ、より以上のものになりたまえ、人間になり

たまえ、そのときはじめて、あなたがたは幸福で、自由になるだろう。しかしあなたがたが、同胞を鎖につなげているかぎり、決して幸福で自由だなどと誇るのはよしたまえ。」(ibid) かくていまや、民衆の政治的解放は、無謀で危険な企てとされながらも、あえて最初に着手されるべき事業であると訴えられるのである。ルソーは、現実的、過渡的にはいわゆる「上からの改革」を提唱しつつも、はっきりと人民主権の立場を表明しているのである。

このような、政治主体論、すなわち主権論における人民民主主義的立場からして、ポーランドの既存の諸制度は、どのように捉えられているであろうか。まず、王権に関しては、つぎの一節が手がかりとなる。「一国の首長が、その擁護者となるべき自由の、生まれながらの敵となっているのは、大きな不幸である。」(ibid. p.461) ルソーにとって、王権がもたらす災厄は、それに内在するものではない。歴史上の王が、自由の生まれながらの敵であったとしても、ルソー自身の政治制度の構想のうちで規定される首長は、主権者の自由と矛盾するものでなく、またそうあってはならないとされる。現実には、王権は、ひとつの幻想、すなわち、王が国政の主体であるという観念に根ざしているが故に、惡の源泉たらざるを得ない。それに対して、ルソーによれば、王は主権者でも立法者でもなく、その本来的位置は、主権者としての人々と同等であり、主権から派生する行為を委託されているにすぎないのである。これは、ルソーが、一方で、人民主権を訴えつつも、他方、これに拮抗しうる力としての行政権を国王に託すという妥協的立場にとどまったのだ、という解釈を許すものではない。『社会契約について』と同様、行政に対する優位性を原理的に承認したうえで歴史と理論との融合を試みたと解すべきである。王権を民主主義の原理と無縁なものとし、また身分的特権としてではなく、非人格的な役割とし、ひるがえって、主権を阻害する現存の行政制度に対抗させるべく、王の歴史的威信を利用するといったリアリズムがとられていると解しうるのである。このような立場からルソーは、一方で、国会や元老院の主宰権、官職者の監督権、軍隊の指揮権をも王権に含め、他方、王は主権者の選挙によって決定すべしと主張するのである。王は「自らのために発動する、緊急かつ直接的な力を殆んどもないが、各人をその義務に服させ、政治を、その真の目的」である「公共の福祉」＝平等の実現にむかわせるための「多大な権威」をもち、自由の擁護者となるのである。(ibid. p.465) そのう

えルソーは、原理的には、たとえ主権者に従属するものであるとはいえ、王の独自な力が、主権自体を現実的におびやかし、それに優越する危険性を警戒しつづけるのである。かくて、王権の内容、王の選挙、貴族の世襲制等に関し、不明瞭さ、不徹底さから免かれていないとても、封建的特権層内部の対立を利用し、その全面的排絶を展望し、全人民を主体とする政治原理を保持しつづけるのである。

つぎに、自由拒否権 *liberum veto* にうつろう。自由拒否権とは、ポーランドの貴族層が、王権に対抗して、個人として有する議会での特権であり、十七世紀中葉から十八世紀後半まで存続した。これは、事実上、貴族共和制をとっていたポーランドで、王権の弱体化に役立っただけでなく、議会自体の機能マヒをもたらし、個別的利害の抗争の場におとしめたものとして論難されていた。ルソーは、自由拒否権について、曖昧さをのこしながらも、「それ自体として悪い権利ではない」という注目すべき評価をしている。すなわち。その行使が「体制の基本的なものに」関わるかぎり、「公的自由の擁護者となり、圧迫の道具」ではなくなるというのである。(ibid. p.467) しかしその限界をこえて行使される場合、自由拒否権は、アナーキーのもっとも有力な原因となる。その限界とは、具体的には、政治体の形成や存続に関わるかぎり、という意味である。従って自由拒否権は、もっとも厳密には、『社会契約について』第1編第6章に於いて用いられた意味での全員一致の観念と、実質的に同一のものと看做すことができる。実際ルソーは、政治体の存立に関わる立法と特殊な行為としての行政を、前者の優位性をふまえて明確に区別し、自由拒否権を、政治体の全ての構成員が、前者に関して有する権利とするのである。他方、「真に基本的な法」以外の「単純な行政問題」に関しては、様々の割合の多数決を採用すべきであるとされる。もっとも、『社会契約について』に於て、全員一致はただ一度必要とされるにすぎなかつたが、現実には、法の作成がたえずおこりうるのであるから、自由拒否権をくりかえし行使されることになり、さらにその濫用の危険性もある。事実、ポーランドでは、そのために、国政の無秩序が生じたと考えられていたのである。この濫用の防止に関しては、「基本法として制定する主要事項を充分に考量、省察しなければならない」とか、「経験によって啓発された祖国愛だけが、人々をその濫用から免れさせる」といった抽象的提言にとどまり、何らかの制度的対策が講じられているわけではない。(ibid. pp.467~468) しかし、ルソーが、自由拒否権を主権に関わ

る問題として捉えなおしたことには、重要な意味が認められる。すなわち、ポーランドの無秩序の原因としての自由拒否権に、まったく異なる視角からの存在意義を認めたのである。個別的利害の抗争の手段としての自由拒否権を批判するにとどまらず、ルソーは、個別的利害抗争をそれに関わるものたちだけで調整しようとして、自由拒否権にかえて王権を強化したり、多数決を採用しようとする特権的改革の方向に反して、旧来の政治主体をひとたび崩壊させたうえで、自由拒否権を全人民的な政治制度の前提として捉えたのである。

つぎに、連盟 *Confédération* に対するルソーの見解を一瞥してみよう。連盟も自由拒否権と同様、貴族層が国王に対抗する手段であったが、破壊的要因として批難されつづけた。しかしルソーは、その有用性をあえて主張している。「異議をたてるまでもなく、連盟は、共和国内の異常事態である。しかし、極限的な悪こそが、激烈な処方を必要ならしめているのである。」(ibid. p.470) さし迫った危機に望んでは、法を沈黙させるほどの荒療治が必要である。すなわち、ローマ帝国における独裁と同様の役割を、ポーランドでは連盟が担うことになる。しかし、ここで注意すべきは、ともに例外状況への対応とはいって、独裁と連盟には、重大な差異が存することである。前者は、個別的私的な支配の方式として、ローマの法の精神に對立し、それを破壊したのに反し、後者は弛緩し、腐敗したポーランドを、全てのポーランド人の立場から再編、強化するのに役立つのである。このようにルソーは、連盟を、その起源と実体がどうであれ、現実的に危機を脱する手段として、しかも原理的に、貴族層の固有な権利としてではなく、人民民主主義的な政治制度の根幹として、捉えなおそうとしたのである。「連盟がなければ、国家は征服され、自由は永久に抹殺されるであろう。」いま、連盟がルソーの構想する政治制度に不可欠な要素である、といったが、これには付言が必要である。というのは、連盟とは、国家内部の中間団体であるが、ルソーの国家論においては、中間団体は存在根拠をもたないだけでなく、一般意志形成を阻害する要因として、積極的に排除されているからである。この矛盾をどう解釈すればよいのか。『考察』には、歴史的に連盟が存在するが故に、便宜的にその存在を認めるのだといった表現がみられる。その場合でも、連盟には厳格な規制を設けるべきだとし、さらに最終的には、「あらゆる悪が除去されたなら、連盟は、殆んど無用になる」(ibid. p.471) としている。そうだと

すれば連盟は、貴族共和制を貫徹するための手段、あるいはせいぜい、上からの改革のための便宜策としか看做されなくなる。しかし、連盟に関しても原理的意味が付されていたのではないかと仮説することも可能である。というのは、ルソーは、連盟それ自体を主権的団体と同一化することもできたはずだからである。例外的な権力の承認とは、すなわち超国家、あるいは、もうひとつの主権の設定にはかならない。しかもそれは、身分的特権としてではなく、ポーランドの各地を単位として構想されている。これは、大規模国家における人民民主主義の可能性を分権主義＝連合国家の方向で追求しようとする意図をものがたっている。国政への具体的提案を課されはじめて、ルソーは、自らが『社会契約について』で疑問としていた事項が、このような方式で解決されることを発見したのである。そうであればこそ、連盟は「政治の傑作」と表現されているのである⁽²⁾。

最後に、主権（立法権）と行政権との関連および行政組織についてのルソーの提言を略記しておこう。

『考察』においても、『社会契約について』で、立法権と行政権に関してとられた原則が再確認され、さらに、後者が現実に前者を侵害するという、政治に不可避的におこる事態への対応策が示されている。行政を人民の意志に服せしめる方策とされるのは、一般的には、行政権の分割であるが、この場合、行政各部の調和を損い、それぞれが、自己を最上位におこうと確執し、さらに、個別的に人民を圧迫するという危険が生じる。従って、行政内部での対策ではなく、主権者が直接行政を制肘する手段が必要となる。「行政が強力で、優れ、またその目的によく適うようにすむためには、全ての行政権が同一人物の手中にぎられなければならない。しかし、この人物が変われば充分であるわけではない。行政権が、もし可能なら、立法者の監視のもとにのみ働き、それを指揮するのが、立法者となるのでなければならない。」(ibid. p.449) ここでいう立法者とは、人民全体であるから、行政を監督、指揮するための人民集会が提案される。とはいえ、ポーランドのような広大な国家では、このような方法で主権者が自己を表現するのは困難であり、一般意志形成のためには、代表制の導入が必要となる。ところが代表制による弊害は、それがもたらす利点を圧倒し、国家を危機におとしいれる。これに対してルソーは、あらたにふたつの対策を提案する。第一は、国会の頻度をふやすことである。この

点ポーランドではすでに利点がある。そして、自由拒否権の改革がそれをいっそう補完する。第二に、より重要なのは、代表者を、州議会で承認された訓令に従わせ、また彼らの国会における活動を逐一、州議会に報告させることである。これによつて、国會議員は、以後の州会における国會議員の選出に際し、棄避されたり、再認されたりすることになる。従って州議会の役割、権限が、特に重視されることになる。「州議会こそ、祖国を存続せしめてきたのであり、また、そこにこそ、自由の眞の守護神が存する。」

このようなルソーの提案には、四つの疑問がおこりうる。第一は、主権に関する代表制の採用の問題であり、第二は、自由拒否権の行使による一般意志形成の困難性のそれであり、第三に、州議会相互間の対立の危険性、そして最後に、州議会と人民集会との異同の問題である。これらに関しルソーが、直接言及しているのは前二者についてであり、そのうち自由拒否権についてはすでに触れたので、ここでは、代表制についてのみ註釈をくわえておこう。代表制の採用の理由は、ポーランドの広大さということであるが、これは、意志は代表されえず、ただその執行に関してのみ、委任、代行がなりたつとした『社会契約について』との隔りをしめすものである。しかしこれは、人民主権的立場そのものの放棄ではない。もともとそれは、絶対的・理念的内容と多様な形式をもつものであった。『社会契約について』でいわれるよう、人民主権の完全な実現には、ふたつの前提がある。ひとつは、人間が、現実の人間とまったく別箇な存在になることであり、他は、小国家であることである。この前者は、さきの習俗論で描かれたように普遍的前提であるのに対し、後者は、相対的制度論にすぎない。それゆえルソーは執行権をも含めた完全な人民主権が「非常に小規模な国家」にのみ適する (*ibid.* p.73) としながらも、様々な規模と歴史情況にある国家へのその適用を追求しつづけた。この課題意識から注目されたのが、連盟と州議会である。この両者から、強力な地域民主主義=連邦国家の確立が発想されたのである。従って、主権論における代表制の採用も、むしろ人民主権論の普遍的実現を展望しての修正と理解されるべきである。

つぎに、行政権の従属性という観点から注目されるのは、元老院に関する見解である。元老院（上院）は、立法権ではなく、行政権をもつにすぎない。ところが、元老院議員は国会のメンバーにもなるので、元老院議員の数が代議士の数とは

ば等しくなるため強い力をもち、しかも元老院は、国家内のひとつの団体として、人民の利害と異なる、あるいは背反する利害を追求するという危険が生じる。したがって元老院議員の数を減じ、また小数からなる委員会をつくるのが良策とされる。しかし、数的調整より有効かつ合理的方法として、元老院議員の選出方法の改革、さらにその解消が考えられる。前者についていえば、元老院議員の任命権を君主からとりさり、その最初の権限を州議会に与え、それにもとづいて国会で任命すべきである。後者については多くの困難が予想される。ともあれこのような改革によつて、国会で元老院の団体精神が支配的になるのを防ぎ、「元老院は、国会と国王との中介的勢力」となり、「行政を指導するための安定性と法に服するための従属性を、同時にもつことになる。」(ibid. p.459)

さらにルソーは、行政官の任用、資質、昇任の問題、また、行政組織の編制についても補足的提言を行っているが、そこで強調されるのは、人民への奉仕、人民の評価、各公務の自己管理、さらに、特定の身分や団体が、国民総体に優越すべきではないといった如き人民民主主義的立場の表明である。

上にみたごとく、『考察』は、ポーランドの貴族共和制の再編強化のための妥協的改革案でも、また原理的転換を示すものでもない。現実的、具体的変様にも拘らず、人民民主主義の志向は『考察』でも保持されている。ジャン・ファーブルがいうように、「『考察』の読解は、ルソーがその才能と思想を全面的に保持していたことを明らかにするものである⁽³⁾。」またそれは、「この思想の完全な（あるいは、おそらく過度の）一貫性⁽³⁾」を証明するものである。

◎本稿は、1977年3月に、財私学研修福祉会に提出した報告書を加除修正したものである。

註

- (1) すでに指摘したように、ルソーは、『考察』の隨所で、『社会契約について』で提示した認識や原理を参考するよう、指示している。voir. P. W. vol II. pp. 448, 449, 452, 459, 460なを、『考察』の第15章、結論の冒頭では、次のように忠告されている。「どのような改革案を採用しようと、ある国民がその国政を確立したり、改革しようとしているにも拘らず、脆弱で無秩序な状態にあることについて、私が『社会契約について』で言ったことを忘れてはならない。」ibid. p.509
- (2) 「連盟」の歴史的意義については、さしあたり次の論文が参考になる。島山成人、「ポーランドの「連盟」と身分代表制」、スラブ研究、9. 1965年、北海道大学。また、ポーランドの政治との関連での、ルソーの論文作成の動機、時期、意図等については、C. E. ヴォーンおよび、ジャン・ファーブルが、それぞれの版本に附した解題が参考になる。なを、Europe.Vol. 39. No.391, 392で、ジャン・ファーブルは、示唆に富んだ Jean-Jacques Rousseau et le destin polonais を発表している。
- (3) Jean Fabre. L'introduction de l'Oeuvre complète de Jean-Jacques Rousseau, vol. III. p. CCXLI. なお、ブロニスラウ・バッコは、『考察』を介しての、『社会契約について』の再読を促している。Bronislaw Baczko, Rousseau, solitude et communauté. traduit du pelonais par Claire Brendher-Lamhout, Paris. 1974. p.414.